

4－1－1：福祉避難所の指定に関する協定書

加古川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人○○○○（以下「乙」という。）とは、加古川市内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要配慮者が避難を余儀なくされたとき、緊急対応として乙の施設の入所者等への日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、乙の施設を福祉避難所として使用することについて次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「要配慮者」とは、障がい者、高齢者、妊娠婦、病弱者等で、一般的な避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者とする。なお、福祉避難所は、その家族も付き添いとして利用できるものとする。

（援護の実施者）

第2条 福祉避難所への避難措置実施者は甲とする。

（避難施設）

第3条 福祉避難所として使用する乙の施設は、別記に掲げる施設とする。

（施設の使用申請等）

第4条 甲は、福祉避難所として乙の施設を使用する必要が生じたときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（様式1）で連絡するものとする。

（1）要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）使用する期間（原則1週間以内。ただし、災害の規模により延長することができる。）

2 乙は、福祉避難所として施設を使用する要請を受けたときは、可能な範囲で要請に応えるものとする。

3 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するものとする。

（福祉避難所への入所判断等）

第5条 福祉避難所への入所判断は、甲が実施する。一般の避難所から福祉避難所への移動は、原則として要配慮者及びその家族が行うものとする。

（管理運営）

第6条 乙は、要配慮者に係る食料及び日常生活用品等の必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、要配慮者及びその家族等で調達が可能な場合はその限りでない。

2 乙は、施設職員により、要配慮者の相談又は助言、その他の支援を行うものとする。

3 甲は、前2項において、乙による物資の調達及び施設職員のみによる対応ができないと予測される場合、もしくは乙から応援の要請があった場合は、不足する物資及び必要な分野の支援者を確保し派遣するものとする。

4 甲は、福祉避難所として使用することで生じる日常サービスへの影響について、乙の施設の入所者等に対して理解と協力を求める努力を怠るものとする。

（経費の負担）

第7条 乙は甲に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用を別に定める様式（様式2）により請求し、甲は乙の請求を受けて運営経費を支払うものとする。

2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙並びに生活相談員等は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく事項に違反したことにより、この協定の目標を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 加古川市加古川町北在家2000
加古川市
代表者 加古川市長 岡田康裕

乙 加古川市〇〇〇〇〇1-1
社会福祉法人 〇〇〇〇
代表者 理事長 ○○○○